

条例の形に係る論点整理表

	別立型を推す主な理由(5名)	一体型を推す主な理由(10名)
1 県民への普及 施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一体化すると手話言語の普及が広まらないのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの障害についての理解を深め、<u>全ての障害を網羅した条例とした方が、より県民にも普及できるのではないが。</u> ・<u>手話言語条例を制定している他の自治体で、手話以外の意思疎通手段への施策が進んでいないことがあったため、一体化した条例により総合的に施策を進めてほしい。</u> ・<u>県内の市町で条例制定に向けた動きとなった場合、一体化した条例である方がスピード感を持って推進しやすい。</u>
2 差別の歴史 共生社会条例	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手話は長い間排除されてきた歴史があり、手話を正しく認知し、ろう者への差別、偏見を繰り返さないためにも手話言語条例が必要</u> ・<u>口話教育で手話を禁止されてきた歴史がある滋賀だからこそ、手話言語条例が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話だけでなく、知的障害者の就学免除等、他の障害にもそれぞれに偏見や差別を受けてきた経験がある。 ・<u>「共生社会づくり条例」の理念や誰一人取り残さないという姿勢を示す意味から一体型が望ましい。</u> ・基本は「<u>コミュニケーションについて障害者や健常者が共に手を取り合おう</u>」という趣旨であり、<u>条例を意思疎通手段で分ける必要はない。それぞれの意思疎通手段は同じ立場であると思う。</u> ・<u>手話だけを別の条例にしてしまうと、そこに裂け目のようなものができてしまうように思う。障害の種別でバラバラになるのではなく、他の障害のことも理解して、大きな括りで考えていく方がよい。</u> ・<u>意思疎通手段には様々なものがあり、全てのものを含めた形での条例が望ましい。</u>
3 分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一体化してしまうと、条例そのものが曖昧になってしまい、何を訴えているかわからなくなってしまう。</u> ・<u>情報コミュニケーション条例が単独の方が分かりやすい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>まず総論として情報コミュニケーション条例を作り、章を分けて、各論として手話言語を記載してはどうか。受け取る側としても理解しやすく、同じ条例の中の独立した章を一般に「手話言語条例」として広めることも可能だと思う。</u>
4 理念等明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めるために、手話言語条例が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一体型でも、ろう者の思いを尊重し、手話は言語であることを明言し、別の章立てとするほか、条例の名称に手話言語を入れるなど、最大限配慮すべき。</u>
5 言語の獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>言語として「手話言語」の獲得ができなければ、コミュニケーションの選択ができなくなる懸念がある。</u> ・<u>言語には伝えることと思考・意思制御の役割があり、音声言語でも手話でも、言語自体を獲得していないと思者ができず、コミュニケーションそのものが成立しない。</u> ・<u>聞こえない子どもが、安心して生活言語を獲得する環境を作る必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手話言語条例とした場合、「聴覚障害は手話があればよい」とならないか。手話に加えて要約筆記や口話、ゆっくり話すことなど、その人によって違うということも含めて考える必要がある。</u> ・<u>重度の知的障害者など言語を持たない方も含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。</u>
6 言語権・言語 と意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>(条約で)言語に手話を含むということは、手話以外の言語はないということであり、障害者権利条約は定義で「言語」と「意思疎通」を分離していることから、他の障害者の使用する言語はその国の音声言語である。</u> ・<u>日本社会では日本語(音声言語)が前提の保障、中心的手段となって整備されていきがちだが、手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。</u> ・<u>言語権の確立(人権確立)の問題とコミュニケーション支援(福祉施策)の問題を同列に置くことはできない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者権利条約では、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されており、手話以外のその他の言語をどう扱うか(条約は、手話言語以外の形態の非音声言語も認めている)</u> ・<u>障害者権利条約で言語は意思疎通の手段の一つに定義されており、(意思疎通にかかる)情報コミュニケーション条例に手話言語を含めることができる。</u> ・<u>重度の知的障害者など言語を持たない方も含めて、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段が認められるべきであり、手話に特化した条例とするべきでない。(再掲)</u>
7 運動の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>2016年に滋賀県ろうあ協会を中心に署名活動を行い、「滋賀県手話言語条例(仮称)」の制定に向けて、14,275筆の請願書を知事に提出し、早急な制定を求めている。(∴手話言語は別条例)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手話は手話で条例をつくることになると、他にも多くの条例が必要になる。</u> ・<u>点字もとても大事であり、条例をそれぞれにつくってほしいと思っている。</u>